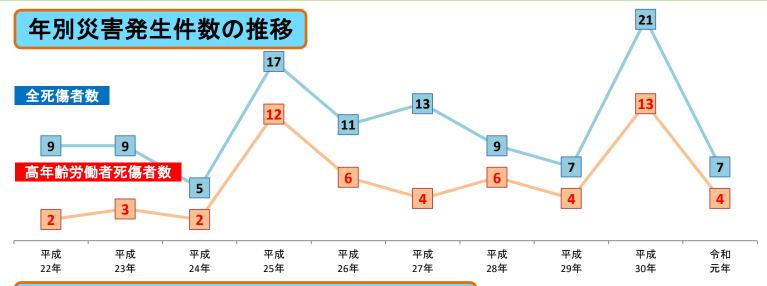
しまねのビルメンテナンス業の

高年齢労働者とは 60歳以上の労働者を いいます

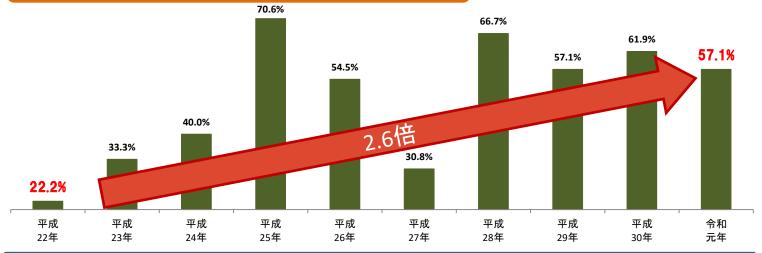
步膨災害

令和元年

厚生労働省島根労働局



年別高年齢労働者の災害発生比率の推移



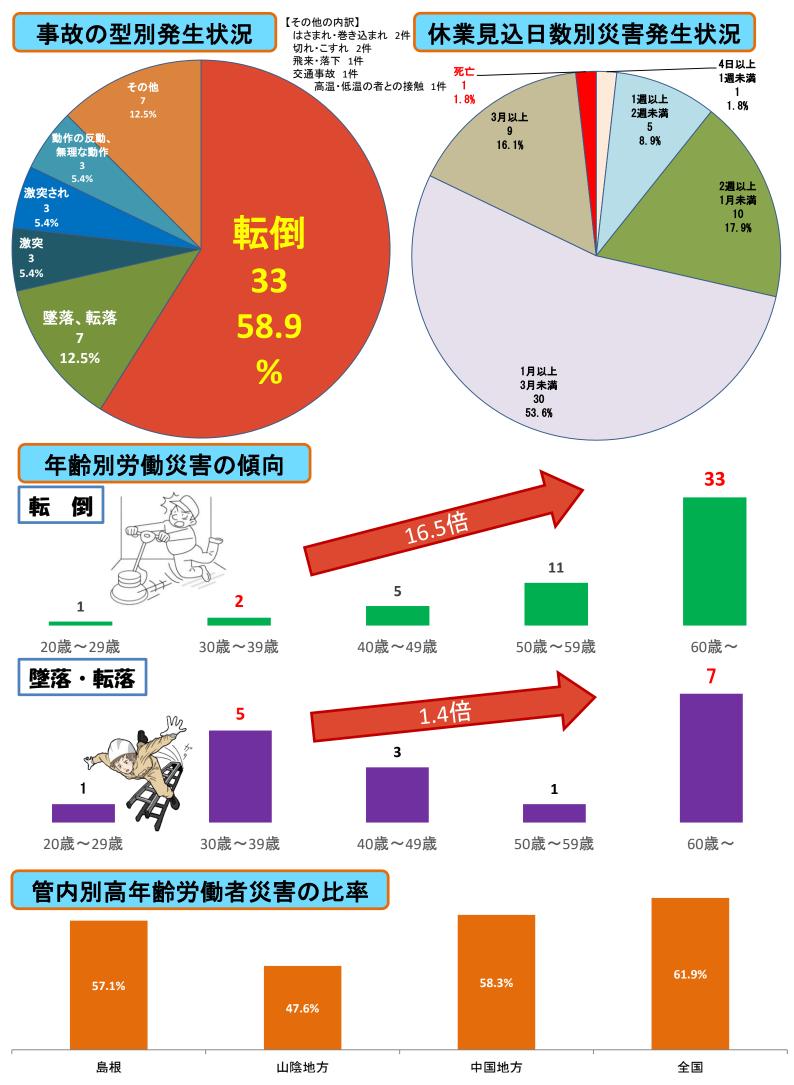
近年、全国的に、労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、 島根県内においても、

- ●10年前に比して災害発生率が大幅に増加していること。
- ●転倒災害が多発しており、全災害の58.9%を占め、高年齢になるほど災害発生率が上昇していること。
- ●休業見込日数が1月以上の災害が71%と高い比率を占めていること。 という特徴がみられます。

厚生労働省では高年齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」において検討を行い、令和2年1月17日に公表された報告書を踏まえ、令和2年3月に高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう





エイジフレンドリーガイドライン

~高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン~

事業者に求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例 やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
 - · 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

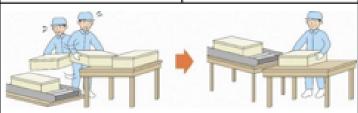
♥対策の例♥



通路を含め作業場所の 音、パトライト等は 照度を確保する 有効視野を考慮



警報音等は聞き取り やすい中低音域の 音、パトライト等は 有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の 高さや作業対象物の配置を改善する

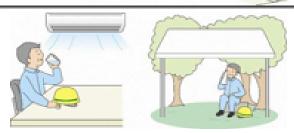


解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



防滑靴を 利用させる

階段には手すり を設け、可能な 限り通路の段差 を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装 を準備する

リフト、スライディング シート等を導入し、抱え 上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シート)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブ ルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等
- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
 - 高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を 工夫して高齢者が就労しやすくすること(短時間勤務、隔日勤務等)や、ゆとりのある 作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の 把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方 については、例えば地域の健康診断等を受 診しやすくするなど、働く高齢労働者が自 らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に 説明するとともに、事業場における方針を 示し、運用の途中で適宜その方針を見直し ます

冬注意点や

・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧 な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象とし たものですが、請負契約により高齢者を就業させる ことのある事業者においても、このガイドラインを 参考として取組を行ってください。

4 高年齢労働者の健康や体力の 状況に応じた対応

- (1) 個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の 提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個 人差が拡大するため、個々の労働者の 状況に合わせ、適合する業務をマッチ ングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置 例えばフレイルやロコモティブシンド ロームの予防を意識した健康づくり 活動を行います

♥取組の例♥

転倒・腰痛予防!「いきいき健康体操」 https://youtu.be/9fCi6oXS8IY

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛 生総合研究事業「エピデンスに基づいた転倒予防体操 の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの 紹介(厚労省HP) →



労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

♥参考:ストレッチの例♥

「介護業務で働く人のための標痛予防の ポイントとエクササイズ」より

